

医療費の助成制度

田原市では、さまざまな医療費の自己負担分を助成する制度を設けています。

まだ申請されていない方はお問い合わせください。

◆後期高齢者福祉医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付しています。

◎対象

【障害者】次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級の方
②療育手帳A・B判定の方
③精神障害者保健福祉手帳1・2級
④自閉症状態群（診断書が必要）

【ひとり暮らし】次のすべてに該当する方
①単身で生活を営んでおり、同一敷地内に親族が住んでいない方
②市町村民税が非課税の方
③親族から金銭的援助を受けていない方
④親族の税の扶養親族に入っていない方

【ねたきり・認知症】介護保険の要介護4または5の認定を受けている

◆母子家庭等医療費助成

次のいずれかに該当する方で、父母の前年の所得が表の所得制限額以下の方に、母子家庭等医療費受給者証を交付しています。

◎対象

①母子家庭（父に重度の障害がある家庭を含む）の母および児童
②父子家庭（母に重度の障害がある家庭を含む）の父および児童
③父のいない児童

※いずれも児童が18歳に達した日の属する年度の末日まで

母子家庭等医療費助成の所得制限額

扶養親族数	所得制限額
0人	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人目以降の加算額	38万円

◆精神障害者医療費助成

◎対象

【A】精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでない方で、次のいずれかに該当する方

①精神障害と診断され、自立支援医療（精神通院）を受けている方

②精神障害と診断され、入院している方（措置入院の方は除く）

【B】精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

◎助成額

Aの方

医療保険における精神障害治療に必要な通院医療費の自己負担額全額と入院医療費の自己負担額の半額

Bの方

医療保険における自己負担額の全額

◎田原市では、平成26年4月から、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療保険における全疾患の自己負担額全額を助成しています。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

小児救急電話相談#8000

夜間に子どもの急病で困ったとき、看護師（難しい事例は小児科医）による電話相談が受けられます。



▼相談日：毎日 ▼受付時間：午後7時～11時

#8000（短縮番号）または
☎(052)962局9900

▼健康課

☎23局3515 FAX23局3810

時間外電話相談

育児もしもしキャッチ

市役所閉庁後、育児相談、母子の健康に関する相談など、専門相談員による電話相談が受けられます。

▼相談日：火～土曜日（祝日、年末年始を除く） ▼受付時間：午後5時～9時



育児もしもしキャッチ

☎(0562)43局0555

【あいち小児保健医療総合センター】

▼健康課

☎23局3515 FAX23局3810